もっと遠い空から

～海外留学レポート～

中編

当会会員 吉田 京子(61期)
Kyouko Yoshida

いつもシニカルだった友人が、憲法のポール先生のことだけは、「我らがポール」と呼んで慕っていた。別の友人は「あの先生はうちのロースクールで最もよい給料をもらっているはずだよ」と言っていた。それが本当かどうか知らないけれど、たしかにその価値はあったと思う。

ジョエル・リチャード・ポールは憲法学者であり、同時に歴史家でもある。例えば彼は第4代連邦最高裁長官ジョン・マーシャルとその時代のアメリカについて、まるで見てきたようにいきいきと語る。

マーシャルは、バージニアの不毛な辺境で、14人の兄弟とともに、2部屋しかない丸太小屋で育った。彼が受けた教育といえば1年間の文法と6週間のロースクールだけだ。その彼は後年、連邦最高裁の歴史の中で最も重要な判決とされるマーベリー対マディソン事件を主導する。そのいきさつはこうだ。ジョン・アダムズ政権が治安判事を任命する際、国務長官だったマーシャルは一部の任命書の交付に至らないまま退任してしまった。トーマス・ジェファーソン新政権下の国務長官ジェームズ・マディソンは、残された任命書の交付を拒否した。交付を受けられなかったウィリアム・マーベリーは、任命書の交付を命じる職務執行令状を求めて提訴した。

マディソンが任命書の交付を拒否するのは違法であり、しかもその任命書は当初マーシャル自身が交付の責任を負っていた。それにもかかわらず最高裁判事としてのマーシャルは交付を命じる判決をしなかった。代わりに、連邦最高裁に職務執行令状を発付する権限を与えた裁判所法第13節は合衆国憲法第3章に違反すると判示したのである。

法令と憲法が対立する場合に、法令が憲法に優越するのか、それとも憲法が法令に勝るのか。もし、その答えは自明だというのであれば、それはこの事件での彼の判断があったからにほかならない。この判決のあった1803年以前には、憲法が裁判所によって強制され得るものなのか、それとも独立宣言と同様に単に基本原理を表明するものにすぎないのかは明らかではなかったのである。

マーシャルは、憲法とは、単なる議会ではなく“We the People”が築き上げたものであって、より高度の法形式であると述べた。合衆国憲法に刻まれた国民の究極的な意思は、時の議会における選好に優越する。そして、憲法の意味するところをどのように判断するかは連邦最高裁に委ねられる。なぜなら、「何が法かを判断するのは徹底的に司法府の領域であり義務である」(“[i]t is emphatically the province and duty of the judicial department to say what the law is.”)からだ。こうして彼は裁判所法第13節を違憲無効と判示した。連邦最高裁が連邦法を違憲無効とした初めての判決である。

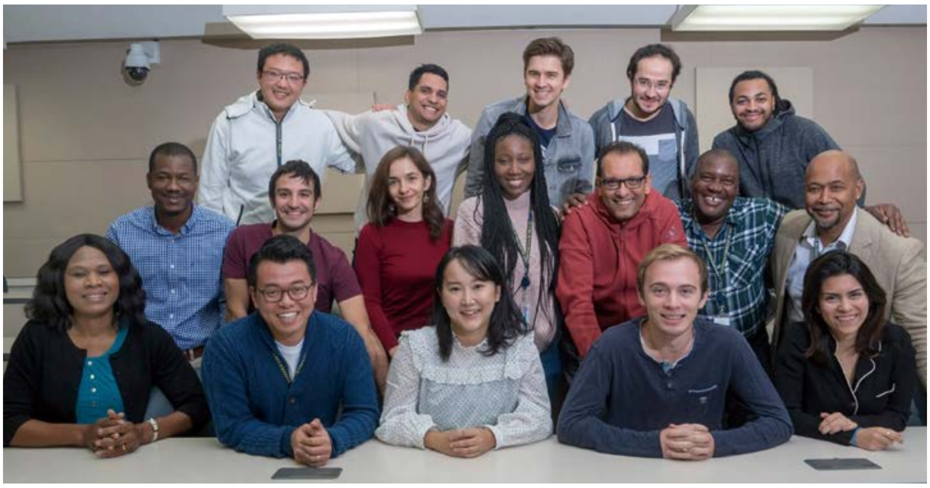

下段中央が筆者

ポール先生が憲法学者であり、同時に歴史家でもあるという意味はここにある。この国で“founding fathers”（建国の父）といえば憲法を起草し国を興した人たちのことであり、“founding document”（設立文書）とは合衆国憲法を指す。憲法制定史は同時に建国史でもある。裁判所の違憲立法審査権を確立し、司法府を立法府・行政府と同等の地位に引き上げたマーシャルとその時代は、まさにこの国の建国史の一部なのである。

◇◇

秋学期の最後の授業でポール先生は、ホリデーシーズンを控えた私たちに、休暇中にCampaignに参加するよう勧めた。ここでのCampaignは選挙運動のことだ。彼はその意義を丁寧に説明した。“It will help you to get job opportunities, make networks, and even meet a future spouse. If you’re already married, you can still meet a FUTURE spouse.”（「就職の機会を得ることにつながるし、ネットワーク作りにも役立つし、将来の配偶者と知り合うことだってできる。既に結婚している人にとっては、やはり将来の配偶者に会うことができるかもしれないね。」）教室中が笑っていた。私も笑った。映画は字幕で観ればよいが人とのコミュニケーションはそうはいかない。彼の言葉を理解し、皆と笑い合えることがうれしく誇らしかった。

彼は続けて、「私たち法律家がよい収入を得られるのは、私たちが法律を知っているからではない。」と言った。なぜならそれは「私たちが法律を作っているからだ。」国会だけが法を作っているのでない。220年前に野心家の連邦最高裁判事が宣明したとおり、裁判所は何が法かを明らかにする義務を負っている。私たちは事件を通じてその過程に立ち会っている。立ち会うだけではなく、彼らが何が法かを正しく示すことができるように、証拠をそろえて議論を尽くしている。多くの事件を日本に置いて遠くサンフランシスコまでやって来た。来てみたら自分が日本で何をしていたのかがようやくわかった。私たちは法を作っている。

オンライン授業に切り替わったあとのポール先生の憲法の授業の様子